

## 【高速道路点検診断資格の有効期限等について（補足）】

資格の有効期間(初回)
  資格の有効期間(更新・再登録)
  資格の停止期間
 \* : 資格登録手続き
 ① : 更新無ければ資格消滅

### 【新規受講者】 令和元年度資格試験に合格した場合

【改定】

- Case-1 R01合格：R01登録手続き
- Case-2 R01合格：R02登録手続き（合格後1年目）
- Case-3 R01合格：R03登録手続き（合格後2年目）
- Case-4 R01合格：R04登録手続き（合格後3年目）
- Case-5 R01合格：合格後3年間登録手続き無し

	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
合格*											
合格		*									
合格			*								
合格					*						
合格											

⇒試験合格翌年度から3年間までを登録可能期間とし、且つ、有効期限は試験合格年度の翌年度から5年間

### 【更新】 有効期限が2021年3月31日の場合

【改定】

- Case-1 期限内に講習受講：R01orR02登録手続き
- Case-2 期限内に講習受講：R02登録手続き
- Case-3 資格停止後1年目講習受講：R03登録手続き
- Case-4 資格停止後2年目講習受講：R04登録手続き
- Case-5 資格停止後3年目講習受講：R05登録手続き
- Case-6 資格停止後3年間講習を受講せず

	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
講習*		*									
		講習*									
			講習*								
				講習*							
					講習*						

⇒資格の有効期限から3年間までは、更新講習及び登録手続きをすれば再登録可能とし、資格停止から3年経過すると資格消滅

### 【コースA・コースB・コースCで切替講習受講後未登録、切替講習未受講の方】

⇒修了証の有効期限内（令和2年度内）に更新講習の受講と登録手続きが必須です。

令和2年度内に更新講習の受講と登録手続きをしない場合には、資格（修了証）が消滅します。